

第 10 回 宮崎海岸侵食対策検討委員会

平成 23 年 12 月 13 日(火) 14:30～17:30 J A・A Z Mホール別館 2 0 2 研修室

I. 第 9 回委員会の検討結果の振り返り

事務局 : (資料 10-I を説明)

委員 : (特になし)

II 「宮崎海岸の侵食対策」

【説明・報告】

(1) 第 9 回委員会以降の市民談義所等及び技術分科会の開催状況

1) 技術分科会からの報告 (委員会からの付託事項)

事務局 : (資料 10-II p.3 までを説明)

委員 : (資料 10-II p.4 により説明) 技術分科会では第 9 回委員会において付託された事項について、3 つの項目に分け、検討した。1 つ目は、突堤の規模、構造の検討ということで、具体的には突堤の長さあるいは天端高等について検討した。2 つ目は、隠し護岸の具体的な構造、安全性等の検討ということで、天端高等について検討した。3 つ目は、侵食対策全体の施工順序の検討ということで、突堤の施工順序あるいは侵食対策全体の施工順序について技術的な側面から検討した。細かい点の報告については、事務局から説明をお願いしたい。

事務局 : (資料 10-II p.5～p.37 までを説明)

2) 市民談義所等の報告 (第 9 回委員会以降)

委員 : (資料 10-II p.38 ～p.38 により説明) 第 9 回委員会以降に第 14～16 回の 3 回の市民談義所を開催している。

10 月 6 日に開催された第 14 回市民談義所では、台風が通過した後の状況と応急対策の報告、侵食対策 (案) について確認した。しかし、台風通過後の状況を受け、地元の方々の危機感が非常に強く、特に大炊田海岸については早く何かしてという要望が非常に強かったため、台風に対する応急対策と、そもそもの侵食対策 (案) の仕分けが難しくなり、議論が錯綜した。そこで談義所の中では、台風後の応急対策と侵食対策 (案) についてわかりやすい説明が必要ということ、台風で浜崖の後退が顕著だった大炊田地区は危機感が非常に強く、目に見える対策をして欲しいという強い要望があったこと、前回 (第 13 回市民談義所) までに共有した侵食対策 (案) について改めて事務局のほうでわかりやすい説明を行うということに参加者と確認した。なお、市民の方々にわかりやすい説明を行うことについては、校正中であるがパン

フレットを作っている。

11月13日に開催された第15回市民談義所では、「宮崎の海岸をみんなで美しくする会」の活動や海岸清掃について報告・案内をいただいた。その後、第14回談義所の宿題であった台風後の応急対策と侵食対策（案）について改めてわかりやすい形で事務局が説明した。その後、侵食対策（案）を進めていく上での配慮事項について意見を伺い談義した。p.42に当日の主な意見・質問を挙げており、委員会に持っていく内容として、まず、侵食対策（案）の構造等に関する意見、環境に関する意見について、分科会、委員会に報告し、コーディネータが確認すること。2つ目は、ステップアップサイクルに基づいて対策の効果・影響をきちんと監視・確認を行いながら対策を実施すること。3つ目は、地域の危機感も強いいため、早急に対策を実施すること。この3点をまとめた。

11月21日の第7回技術分科会の後に分科会委員も参加して開催された第16回市民談義所では、侵食対策（案）の説明と分科会の報告後、意見交換を行った。意見交換では、質問に対して、分科会委員が技術的な観点から回答を行い、必要に応じて事務局から説明を行った。その談義の結果を委員会に正しく伝えるようにコーディネータが確認することとしてまとめた。

以上、談義所での内容および意見を、資料および私からの口頭説明により、委員会に報告させていただいた。

事務局：第14回の談義所を受けて、侵食対策（案）等について丁寧な説明が必要ということの一環として、また、応急対策の工事説明のために地元の関係自治会の班長を対象に地区説明会を開催した。その中で、地元の方々からは、「早く対策を実施して欲しい」、「何で工事にかかれぬのか」等の意見があった。一方で、侵食対策（案）の内容や、宮崎海岸の現状を理解できたとの声も聴けた。今後も、このような説明会を続けていきたいと考えている。

(2) 侵食対策（案）修正版の説明

委員：引き続き、専門的な技術分科会での検討結果、市民と一緒にあって、あるいは専門家も入って談義して確認するという作業結果を踏まえた、侵食対策（案）について、事務局から説明をお願いしたい。

事務局：（資料10-II p.50を説明）

委員：資料10-II p.50は、本日のメインテーマであり、いろいろ意見があると思うが、先に関連事項の報告を受けて、討議に入りたい。

【関連事項の報告】

(3) 台風後の地形変化と応急対策

(4) サンドバックの試験施工

事務局：(資料 10-II p.51 から説明)

【討議】

(5) 討議

委員：資料 10-II p.50 機能②のステップアップの方法について確認したい。

資料 10-II p.32～p.33 の突堤の施工順序の検討で、突堤設置工事の速度は 1 年間で 50m ということでよいか。

毎年度効果・影響を把握する点について、漁業者の意見を毎年度聴いて状況を把握して、それに対応するという事か。

モニタリングのデータは、その都度教えてもらえるか。

担当部局の異動によって職員の対応が異なることはないか。

看過できない現象が生じた場合については、例えば漁業操業に支障が生じた場合、工事を中断して検討してもらえるか。そして、最初の 1 年間で突堤を施工している最中であっても、支障が生じればその時点で検証をしてもらえるか。

計画の見直し、突堤設置工事の中止ということもあり得るという認識でよいか。

12 月 2 日に本組合のすべての船主と船長を集めて意思の確認を行った。突堤設置については、国土保全や防災の観点から当然やむを得ないだろうという認識は持ったが、突堤の長さが最大の問題となった。50m を超えると操業に支障が出るということで 50m 以内での突堤設置を望んでおり、50m を超えるものは容認できないということであった。そういう観点から質問した。

事務局：資料 10-II p.32～p.33 で突堤の施工量が 1 年間で 50m となっているが、これは、あくまでシミュレーション上の仮定であり、今後、絶対に 1 年間で 50m 施工するということを決めたというものではない。予算規模からいけば 50m 施工することは可能であるし、一方で談義所等では 3 年で 100m ぐらいだろうとしてきた経緯もある。

漁業者の意見を聴くということについては、利用されている関係者からの声を聴き、毎年度効果・影響を把握し、それによって検証を行うということをも明記しており、意見を聴くことはしっかり対応していきたいと考えている。

モニタリング結果については、すべてオープンにして、その都度、例えば談

義所等でお伝えしていく。

担当部局の職員の異動については、役所の体制としてそれがあるのは理解していただくしかない。ただし、ステップアップの方法については、事業主体としても抜け道がないように、また、職員の異動があった場合でも違う解釈ができないように明記した。異動によって職員の対応が異ならないように気をつけていく。

看過できない現象が生じた場合については、看過できないというレベルは、生活している方々が困る、生活していけなくなる、そういった観点から誰がどう見ても無理だろうというところを考えている。国土保全、利用等、お互いに譲れる範囲は限度があると考えているが、その都度トライアングルの中で検証していきたい。ただ、看過できないというところを事業主体が勝手に決めつけて進めることは、宮崎海岸の検討のシステム上あり得ないので、その点は安心していただきたい。また、工事を中断して検討することについては当然あり得る。毎年毎年の工事で少しずつ伸ばしていくため、利用者から、例えば風邪を引き始めたな、ちょっとまずいなと感じたときに相談いただければ、工事を止めるなり、止めないにしても影響が出ないところから先に実施していく等、対応を考えていく。

50mの時点でも止めることはあり得るのかという点については、トライアングルの中で利用者から看過できないという意見が出れば、当然検証していくことになるため、50mの時点で立ち止まるということも当然考えられる。計画の見直し、突堤設置工事中止については、看過できない現象が生じてないか等の観点から検証を行い、問題があれば計画を見直すとしている。ただし、事務局としては、この案が最善と考えており、この案で進めていきたいと考えている。

委員：事業規模、全体の施工順序を考えたときに、5年後にどの程度できているというのを示せないか。

事務局：砂浜回復のための突堤と養浜の施工を最低限度進めつつ、隠し護岸を優先する方向で進めたいと考えている。そのケースで、平成23年度の予算が続いたと仮定した場合の5年後は、隠し護岸が700m程度できて突堤が100m程度できているという形が考えられる。

委員：平成23年度の予算をもとに仮定すると、来年度50m突堤が伸びて、そこで突堤に関しては3年間休んで、その後50m伸びるという理解でよいか。

事務局：そういう形になる。

委員：漁業者は、どういうモニタリング内容と結果を想像されているのか。例えば、水質とか底質というものだったらできると考えられるが、生物のモニタリングは、夏場の実施が難しく、得られる結果がかなり限られてくるため、かなり難しいと考える。ある意味では、漁業の水揚げの変化というのは非常に大きなモニタリング結果と見ることもできるのではないか。また、突堤の長さが50mを超えると漁業にかなり支障が出るとのことだが、考え方はいろいろあって、宮崎海岸は何の障害物もなくずっとつながっているが、往々にしてそういうところの生産力はそんなに高いと感じない。例えば、川からの栄養源が出てくるところや、突堤が出て一方通行の流れの変化が漁業にとってどういふ影響を与えるかが重要だろうと考えるが、漁業のどういふ操業に不都合になるのか。

委員：今回、突堤が問題になったのは、主幹漁業である船曳き網への影響であり、操業に当たっての操船上の影響が一番大きい。船曳き網は、海岸線に平行して操業するというのが基本的な漁法で、2隻で袋状の網を曳くが、陸側で曳く船は喫水が1.5~2mぐらいなのでかなり岸に近づいてくる。網については数m沖の方にずれるが、数百m後ろの方までひくため、突堤が出た場合、それをかわすためにかなり早い時期に操船しなければいけない。わずかでも突起物があると、操船上、網の展開上、非常に支障を来すというのが漁業者の意見である。これは船曳き網だけのことで話しているが、突堤をかわすために、沿岸部のかなりの水域で操業できなくなると考えている。突堤が設置される水域で船曳き網は、カタクチイワシの稚魚であるシラスを漁獲している。この突堤周辺は大きな漁場の一つになっており、やはり影響はあると考える。また、モニタリングの一つとして、水揚げを考えられないかとのことについては、水揚げはその時々気象状況等によりかなり左右される。一例として今年には台風の影響、長雨、低気圧等により出漁できず水揚げがかなり減少している状況である。したがって、水揚げが検証対象のデータとして提供できる材料になるかどうかは何とも言えない。

何度も言うが漁業者としては、突堤をかわすことにより操船する上で、あるいは操業する上で不都合が生じると考えており、これに対して異議を申し立てている。

委員：曳き縄等は、一年中、岸に近いところで操業しているわけではない。宮崎は冬場の北西の風が吹くときには、岸に近いほうが風になるため魚は浅い岸に

近い方に寄り、そういうときに操業する。浅いところに魚がいるときの操業の方法は、魚探を入れて我々の船が水深何mぐらいのところを引っ張っているかを見て操業する。特にこれから冬場になって水温が下がってくると、ヒラメの2～3kgのもの、サワラの子のサゴシも浅いところに寄ってくる。チリメンがいるところには大型の魚が寄る。このように時期によっては非常に浅いところを平行に引っ張るため、突堤が出るとそれを大きくかわさないと操業はできないため、非常に邪魔になる。広い範囲で操業できなくなるため、なるべく突堤は出さないようにして欲しいというのが漁業者からの願いである。

また、突堤を何カ所か出すだけで侵食が止まる可能性はないのではないかと。浜崖についても、現在の状態であれば台風が来るたびにえぐられる。以前は浜崖から波打ち際までの距離が100m以上あり、台風の時も浜崖のところまで波は来ていなかった。カメもほとんど浜崖の手前で産卵していた。ところが今は、風のときですら浜崖の下まで波が来ている。台風のときはえぐられるのは当たり前である。そういう点から見ても、砂浜をできるだけ確保するような方法が必要である。

委員：今、御指摘いただいたことについて、突堤を造るだけということではなく、土砂投入をするということがポイントである。ただ、土砂投入をしてもこの海岸は南へ流れていくので、それを食い止めるという複合対策が大事である。これは今まで議論してきたことであり、御理解いただきたい。

委員：事務局からの回答も踏まえて、資料10-II p.50の宮崎海岸の侵食対策（案）修正版について、機能②のステップアップの方法のところの記述等について御意見をいただきたい。

委員：機能②のステップアップの方法に書いてある内容については、先ほどの事務局からの回答があった対応をきちんと約束いただければそれでよい。また、モニタリングで知りたいこととしては、土砂の付き具合である。突堤の北側、南側、正面の土砂の堆積状況や、堆積した砂の粒径とその砂が軽いのか重いのか、それと潮流の変化について非常に興味がある。

事務局：基本的に御指摘のあったモニタリングは、平成20年度以降、継続して実施しているところである。今後も、予算の関係でどこまで細かくできるかはあるが、御指摘の点は重要なところだと考えており、引き続き実施していきたいと考えている。また、その都度情報提供していく。

- 委員：サンドパックは合成繊維なので劣化するのではないか。劣化するとほつれて海に流れたりして、いろいろ影響が出るのではないか。耐久性は一般的にどの程度なのか。
- 委員：サンドパックの試験施工は、高波を受けるまで現地に設置しておく予定である。ただし、問題がある場合は撤去する。素材の耐久性は、メーカーによると少なくとも10年は持つとされている。室内実験で人工的に強い紫外線や砂を当てる等の試験を行い、耐久性等のデータを取り続けている。その試験結果を踏まえて、今後具体的なデータも出てくることとなる。
- 委員：耐久性には色も関係しており、黒のカーボンを入れた方が紫外線劣化を防げると聞いている。ジオテキスタイルと言われる同様の素材は、海岸以外では、道路擁壁等で使われ始めており、海外では海岸の堤防でも一部使われ始めているという現状である。
- 委員：事務局からの説明及び漁業者の意見でも、突堤設置による大炊田海岸までの多大なる効果はすぐにはないであろうとのことである。造る側からすれば突堤の規模をなるべく小さくした形で養浜と合わせてということだと考えるが、一方で、今年度の台風の影響が一番出ている大炊田海岸においては、養浜等は実施されていない。今後、大炊田海岸は痩せていく可能性が非常に高い。このような状況から、養浜のエリアを、今、石崎浜が北限になっているのもう少し北の方まで広げた方がいいのではと考えるが、そういった改善の予定はあるのか。
- 事務局：御指摘のとおり、また、先ほどの事務局からの説明のとおり、大炊田海岸の方では今まで養浜は行っておらず、その状況において浜崖の後退が起こっているが、来月には養浜に着手する。
大炊田海岸は突堤による効果が効きにくいところであると認識し、養浜は南の方へ流れていく宮崎海岸の土砂の動きも踏まえた上で、できるだけ北の方の大炊田海岸に確実に養浜を入れていくことを考えている。
- 委員：養浜を実施する位置関係はどうなっているのか。
- 事務局：資料10-II p.32の突堤の施工順序の検討のところ、養浜の条件として大炊田海岸2万m³、動物園東1万m³を毎年実施する前提で検討している。なお、

養浜については、予算、養浜砂の確保の観点から予め見込んでおり、大炊田海岸での養浜の実施は来年度以降も担保できていると考えている。

委員：資料 10-II p.50 機能①のステップアップの方法の中で、「中長期的には、一ツ瀬川北側や河川からの流入土砂の増加など、自然の力による」と記載しているが、一ツ瀬川北側の土砂など、自然の力による砂浜の回復を目指すというのはどういう意味なのか、教えていただきたい。

事務局：一ツ瀬川の導流堤の北側のところに砂が溜まっているので、その砂を流せばいいと考えている。ただ、自然の力となっているが、このまま放っておいて流れるわけではないため、例えば導流堤の構造を変えた上で自然の流れで砂が南側に流れるようにできないかといったことなどが考えられるが、これは関係機関で調整しながら実施していくしかないと考えている。

委員：導流堤をさわるというイメージでよいか。航路の管理で導流堤を維持しているが、現状は北側のほうは砂がすり抜ける透過方式で、南側の導流堤は不透過方式になって砂が止まる構造になっている。不透過の構造を透過に変えるとか、ハード的な整備を将来実施する必要があるということによいか。

事務局：自然の力ということとは、通常、山から川に砂が運ばれ、なおかつ海岸にそれが寄与してくるということをイメージしている。これについては、別途、宮崎県中部流砂系検討委員会で検討されており、耳川において、先行して現実的に土砂供給のシステムは行動計画として実行に移されている。そういった大きな目で今後海まで考えた土砂供給のあり方を議論していきたいと考えている。そういう中で一ツ瀬川河口の問題もある。これについては、今後どういう形がこの宮崎海岸にとって理想的なのかということに関係機関で議論していきたいと考えている。今後の課題として考えていただきたい。

委員：事務局からの今の説明であれば、記載内容を変えた方が良く考える。「一ツ瀬川北側や」がどこにかかっているのかわかりにくい。今、委員の御指摘のように、一ツ瀬川北側で自然の力を活かすとすると導流堤をさわるのかというストーリーにも見えるので、ここはもう少し表現を工夫したほうが良い。本委員会内に修文を考えて欲しい。

委員：一ツ瀬川のところで、導流堤に加え、北側に溜まっている土砂の話が出ているが、現実的には、北側は透過、南側は不透過ということで、河川の中に土

砂を溜め込む導流堤の構造になっているので、溜め込んだ土砂を浚渫する際には、ある意味ではバイパスということで宮崎海岸側に利用するように、中長期的にも検討していただきたい。

委員：御指摘の点も、この委員会で議論していたので、そういうことも含めてどういう表現が良いか修文を検討すること。

委員：資料 10-II p.50 の上の方の図にある機能③の「浜崖頂部高の低下を防ぐ対策を実施」という表現は、「埋設護岸を設置」等、この機能に対して実施する対策を具体的に記載した方が良いと考える。

委員：資料 10-II p.50 では埋設護岸という表現が使われており、その他では隠し護岸という表現が使われている。どちらかに統一した方が良いのではないかと。

委員：この委員会で、埋設護岸を使うということが認められれば、今後は埋設護岸で統一していくということになる。

委員：かなり議論して、書きぶりも含めて委員会として意見をとりまとめさせていただくと、資料 10-II p.50 に集約されている案は、技術分科会での検討や談義所での共有というステップを踏まえてきたことである。一番大事なのは、トライアングル、ステップアップという場をきちんと継続することと考える。これをモニタリング分科会の設置を含めて約束するという条件にして、本委員会としては、この資料 10-II p.50 に集約されている侵食対策（案）について、事務局に修文を行っているところを反映させた上で、御了承いただいたということによろしいか。

委員：（異議なし）

委員：突堤工事の工期の季節的なものは、11月から3月ぐらいの間と考えてよいか。逆に言うと、5～6月から10月ぐらいまでの人が海によく出かける時期は工事ができない状態になるということによいか。

事務局：搬入路や現場はそのまま残ると考えているが、発注の手続きや、アカウミガメの関係で工事の制約条件もつき、また、台風時期の施工も難しいため、秋口からの施工になるのではないかと考えている。下半期か、長くとも半年になると考えている。

委員：それでは、侵食対策（案）の修文の確認は後ほど行うことにして、資料 10-II p.50 の侵食対策（案）を認めていただいたということで、次の議事に進みたい。

Ⅲ 今後のモニタリング及び委員会等の運営

事務局：（資料 10-Ⅲ、資料説明）

委員：モニタリング分科会というのを、この委員会のもとに作るということでよいか。

事務局：そのとおりである。

委員：ということは、自動的にこの委員会は少なくとも今日で終わりではないということになる。この委員会のミッションは侵食対策計画を作ることなので、その後の監視というのは違う名前の委員会になるかもしれないということだが、少なくとも来年度もう一回ぐらいはあるということになる。そういうことを踏まえた上で、この体制で進めていくことに対して御意見をいただきたい。

委員：体制についてはこのような形になっていくと考えるが、工事がすぐ始まるという状況に入っている。工事前のデータは非常に貴重なため、どのような項目をモニタリングしていくか筋道だけは決めておく必要があると考える。初期データがないとモニタリングは何を見ているかわからないということになるため、迅速に決めた方が良く考える。

事務局：了解した。御指摘のとおり、後先にならないようにモニタリングの計画なり項目が決まった上で工事に移る。初期データが不足とならないように十分気をつける。

委員：モニタリング調査については、今日はあまり紹介が無かったが、これまでに生物を含めて膨大なデータをとられている。先ほど、生物のモニタリング調査は難しいという御指摘もあったが、難しいながらもデータをとる努力は続けてきているので、それをこの突堤周辺のモニタリングというのに照らし合わせて、再解釈するというのを始めると良く考える。

委員：モニタリング分科会がモニタリングして、それを委員会に返して、先ほど看過できないような状況になった場合という話が出てきたときに、看過できないのかできるのかはトライアングルの中で議論していくという話であった。技術的にもう一度見直しをしないではいけないような事態になったときに、委員会から技術分科会に検討を付託されるが、一旦、分科会に戻すか戻さないかを委員会の中だけで議論するわけではなくて、トライアングルの中でも議論した結果、必要であれば技術分科会に行くという理解でよいか。

事務局：そのとおりである。フローの中に市民談義所の流れが入っていないが、今後市民談義所等を十分踏まえた上で議論していく。

委員：対策前の汀線とはどこを差すのか確認しておきたい。この宮崎海岸の直轄事業がスタートした平成20年の汀線に対策前の汀線としている。実はその後3年経って、汀線は随分後退しているがこの認識でよいか。浜崖位置も後退している。事業主体としては、事業当初よりも後退した汀線から対策がスタートするという認識である。

委員：これは浜幅50mの陸側の基点についての御指摘である。

事務局：浜幅50mの陸側の基点は、平成20年の汀線位置である。シミュレーションでは、侵食対策により砂浜が回復するが、これは現状の浜崖の状態とは関係なく、汀線のラインは突堤300m設置による汀線ラインというものが決まってくる。結果として、浜幅が50m以上つくことになるかもしれないが、そうだとした場合にも多い側には問題ないと考えており、汀線位置の基準は、宮崎海岸の直轄事業がスタートした平成20年でいきたいと考えている。

委員：私はそれで良いと考える。

委員：ただ、モニタリング分科会で評価をするときに比較をどの年を基準にするかということが必要となる。そういう意味では平成20年でもいいし、もう少し前でも良いが、具体的に決めておかないと後々困るのではないかと考える。

委員：比較する基準を決めるというよりは、モニタリング調査の頻度を多くすることだと考える。比較のベースにどれを使うかは後々モニタリング分科会等で議論すればいいことである。欠測の無いようにして、基準の年のデータがあ

るから後は取らなくてもいいというふうには考えないことが非常に重要と考える。

事務局：了解した。

委員：平成20年時点を比較の基準とすると、対策後のモニタリングが始まる最初の段階の資料では、対策を実施したにもかかわらず大炊田海岸あたりでは汀線が後退という表現になろうかと考える。その認識を共有し、それでよければ、平成20年時点の汀線位置を基本として進めさせていただきたい。

委員：宮崎海岸の直轄事業のスタート時点を基準で、養浜は少しずつやったが、それだと海岸侵食の変化はこれくらいだったということを実に見えるようにしておいたほうが逆にいいのではないかと考える。我々がこの対策を決めたことによって海岸侵食が改善すると信じているので、それを正確に伝えるようなモニタリングのシステムを確立していただければと考える。

II 「宮崎海岸の侵食対策」（資料10-II p.50の案の修文確認）

委員：資料10-II p.50の修文の案について、事務局から説明をお願いしたい。

事務局：修正は2点である。まず1点は、具体的な内容を記載した方が良いのではないかと御指摘を踏まえて、「浜崖頂部高の低下を防ぐ対策を実施」という部分を、具体的に「表面を砂で覆った埋設護岸を設置」という表現に変えさせていただきたい。

もう1点は、「一ツ瀬川北側」というところの表現について、「中長期的には」というところは一緒だが、ここで申し上げたいのは、宮崎海岸の北側は砂が溜まっている状況があり、その砂を南側のほうに流したいという思いである。そこで、「宮崎海岸北側や河川からの流入土砂の増加など」という観点と、「自然の力」というところももちろんあるが、そこに限定せず、例えばサンドバイパスという話も今までの委員会、分科会、談義所でも出てきており、そういったことを踏まえ、「中長期的には、宮崎海岸北側や河川からの流入土砂の増加など、砂浜の回復・維持を目指した様々な取り組みを実施」という表現に変えさせていただきたい。これを修正として御了承いただければと考える。

委員：この修文でよろしいか。

委員：（異議なし）

委員：資料を公開するときに修正版も公開できるか。混乱しないようにするためには、会議資料とは別にこうなったというのを公開したほうが良い。

事務局：了解した。委員会の中で再修正をした内容について、体裁を整えて最終版としてホームページで公表する。

IV その他

事務局：(資料 10-IV、資料説明)

事務局：本日の意見を踏まえ、今後、委員会及び新たに組織するモニタリング分科会等の段取りを事務局で行う。

以上

(注)「委員」の発言には、オブザーバーの発言も含む